



「国民年金保険料控除証明書」
は大切に保管してください！

年末調整や確定申告の際、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、「国民年金保険料控除証明書」または「領収証書」を添付することが義務付けられています。

このため社会保険庁から、本年1月から9月末までに国民年金保険料を納付された方を対象に「国民年金保険料控除証明書」が送付されます。11月上旬に発送されますので、年末調整や確定申告を行うまで大切に保管してください。

控除証明書が届かない場合や紛失された場合は、草津社会保険事務所・国民年金業務課へ連絡し再発行の手続きをしてください。

「扶養親族等申告書」の
提出をお忘れなく！

老齢や退職による年金は、所得税法上「雑所得」として所得税が課せられます。課税の対象となる方には、社会保険業務センターより「扶養親族等申告書」が送付されますので必ず提出してください。提出期限は平成20年12月1日です。

提出がない場合は各種控除が受けられませんので、ご注意ください。なお、次の方は課税の対象ではないため「扶養親族等申告書」は送付されません。

- ① 障害年金または遺族年金を受給されている方
 - ② 老齢年金を受給されている65歳未満の方で、年金額が108万円未満の方
 - ③ 老齢年金を受給されている65歳以上の方で、年金額が158万円未満の方
- 詳しくは、草津社会保険事務所・国民年金給付課へお問い合わせください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
 ☎ 06571 有線 07784
 草津社会保険事務所 国民年金業務課
 ☎ 077156712220
 草津社会保険事務所 国民年金給付課
 ☎ 077156711311



ジェネリック医薬品 を利用しましょう!



近年、国民医療費が増加し続けていることなどから、総医療費の約2割を占める薬剤費の軽減のために、ジェネリック医薬品の使用が推進されています。

ジェネリック医薬品とは？

特許期限が切れた新薬と同じ成分・効果をもつ価格の安い薬を言います

薬も他の発明品と同じく、特許があります。新たに開発された新薬は特許権に守られ、開発した会社が独占的に製造販売しています。しかし、20〜25年の特許期間が切れると、他の会社も同じ成分・効果を持つ薬を製造することが出来ます。これが、「ジェネリック医薬品」です。価格は新薬の2〜8割に設定されています。

ジェネリック医薬品の利用で医療費の削減を!

日本ではジェネリック医薬品の利用が進んでいませんが、特許期間が過ぎている薬がすべて、ジェネリック医薬品に替われれば、年間で約1兆円の医療費の節約になると考えられています。その分、私たちの負担も軽減され、複数の薬を服用している人等では、家計に大きな効果があると考えられます。

ジェネリック医薬品を利用するには!

ジェネリック医薬品を利用するには医師の処方せんが必要です。まずはかかりつけの医師や薬局の薬剤師に相談してください。また、初診時の問診票に「薬剤の選択」として「先発品希望」か「ジェネリック品希望」かの選択欄を設けている場合もありますので、そこで「ジェネリック品希望」を選択すれば、処方してもらえます。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
 ☎ 06571 有線 07784